

入院時食事療養費について



お食事を提供した場合は、1食単位で1日につき3食を限度として算定いたします。

☆ 入院時食事療養費の留意点について ☆

経管栄養（濃厚流動食）の場合には以下のように算定する場合があります。

詳しくは主治医・看護師・管理栄養士へお尋ね下さい。

- ◎ 経管栄養を1日4回に分けて提供した場合
・・・ 1日3食にて算定
- ◎ 医師による1日給与量の指示がある2回提供の場合
・・・ 1日3食にて算定

管理栄養士又は、栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供いたします

特別メニューの食事の提供について

当院では、あらかじめ決められた日に患者さんの自己負担により、複数のメニューから希望により選択できる食事の提供を行っています。

あらかじめ定められた日に、提示された複数のメニューの中から、お好みの食事を選択できます。



1食あたり・・・165円（税込額）

※ただし、療養上の理由で選択できない場合があります。



